

男女が共に輝くおかやまづくり

男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現



県民の役割

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を正しく理解し、その実現に向け、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場を通して、主体的、積極的に取り組むことが求められています。

性別による差別的な取扱いをやめたり、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行を改善するなど、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

ボランティア・NPOの役割

男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな分野で活躍している、ボランティアやNPOの果たす役割が重要です。

男女共同参画の視点を持って自主的な取組を行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

事業者・企業の役割

誰もがその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと働くことができる男女共同参画社会を実現するためには、事業者・企業の果たす役割が重要です。

仕事と生活の調和の実現や、男女が共に参画できる環境を整備することは、それぞれの事業者・企業はもちろん、日本の社会・経済の活性化につながります。積極的に男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

県の役割

全庁的な推進体制のもと「第5次おかやまウィズプラン」を着実に推進し、適切な進行管理を行うとともに、各種施策の実施にあたっては、男女共同参画を推進するための総合拠点施設であるウィズセンターを中心に、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業や教育機関などさまざまな主体と協働して、総合的かつ効果的に推進します。

市町村の役割

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な自治体である市町村の果たす役割は重要です。市町村との情報共有や緊密な連携を図るとともに、市町村の男女共同参画の推進に向けた取組やDV対策などを積極的に支援し、地域に根差した取組を促進します。

ウィズセンター(岡山県男女共同参画推進センター)

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ) 6階
TEL. 086-235-3307 FAX. 086-235-3306

男女共同参画社会の実現を目指すための施設です。男女共同参画に関する講座の開催や、図書・DVD等の貸出、家族や夫婦の悩み相談などを行っています。お気軽にお立ち寄りください。

男女が共に輝くおかやまづくり

第5次おかやま ウィズプラン



令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

「第5次おかやまウィズプラン」は男女共同参画青少年課のホームページでご覧になれます。

<https://www.pref.okayama.jp/> 岡山県トップページ > 組織で探す > 県民生活部 > 男女共同参画青少年課

岡山県 県民生活部 男女共同参画青少年課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL.086-226-0553 FAX.086-225-2949



男性も女性も誰もが

いきいきと暮らせる社会をつくるために。

計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のためには、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠です。

本県では、平成13(2001)年の「おかやまウイズプラン21」から平成28(2016)年の「第4次おかやまウイズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

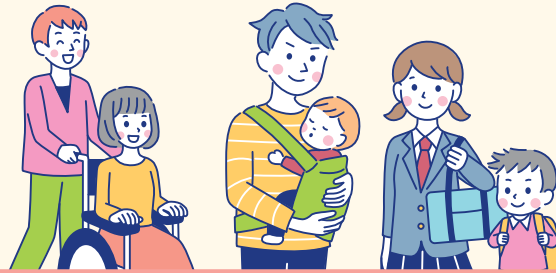
この間、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は改善の方向に向かっていますが、家庭での役割については、「家事・育児等」は妻、「生活費を稼ぐ」のは夫の役割との認識が高く、男女の地位の不平等感も根強く存在しています。また、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に進んでおらず、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数も依然として多い状態にあるなど、男女共同参画社会の実現には、未だ多くの課題が残されています。

さらに、「働き方改革関連法」の成立や新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢も変化しています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、「第5次おかやまウイズプラン」を策定します。

計画期間

令和3年度～令和7年度
2021年度 2025年度



今後の課題

● 固定的な性別役割分担意識や不平等感の解消

「日常の家事」、「育児」は妻の役割、「生活費を稼ぐ」ことは夫の役割との認識が高いことや、「職場」、「地域社会」等において、男女の地位の不平等感が存在しています。

● 男性に着目した意識改革

男性は長時間労働による時間的な制約などから、家庭生活や地域活動に十分参画できていません。男性の家事・育児等への参画につながる取組を進める必要があります。

● 男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力(DV)の相談件数及び検挙件数が高い水準で推移しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められています。

性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

● あらゆる分野への男女共同参画の推進

県内の民間企業における係長相当職以上の管理職に占める女性の割合は全国平均より高いものの、伸び悩んでいます。

女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術などさまざまな分野において、引き続き、女性の活躍に向けた取組を進めていく必要があります。

● 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

女性の就業継続(「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」)を支持する考え方が増加傾向にあります。

男女の均等な機会と待遇の確保を図ることにより、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていく必要があります。

● 女性のチャレンジ支援

「責任が重くなる」、「部下を管理・指導できる自信がない」などの理由から、女性が職場の管理職等への就任を断る割合が高くなっています。

女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得支援、ロールモデルの活用、創業支援など、意欲ある女性のチャレンジを支援する必要があります。

● 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

就労している人の日常の優先度については、希望は「仕事と家庭生活」などを優先していますが、現実には「仕事」優先の結果となっています。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、引き続き、長時間労働をはじめとした働き方の見直しなどに取り組む必要があります。

目標

男女が共に輝くおかやまづくり

男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現を目指します。

基本的な視点

4つの視点に基づき、策定しました。

1 男女の人権の尊重とパートナーシップの確立

男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮できる、男女共同参画社会の実現のためには、直接的か間接的かを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会の確保、男女間における暴力の根絶など、男女の人権が尊重されなければなりません。



3 女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援

男女が対等に参画する社会を実現するためには、女性のエンパワーメント(女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと)が重要です。

また、チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でも、チャレンジできるような支援も求められています。



2 「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に気づく視点

社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、これらを「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といい、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「社会的・文化的に形成された性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合には、これらが社会的、文化的に作られたものであることを意識して、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。



4 さまざまな主体との協働の推進

男女共同参画社会の実現には、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業など多様な主体と協働(複数の主体が目標を共有し、対等なパートナーとして共に力を合わせて活動すること)して、取り組むことが重要です。



計画の体系

計画全体の目標「男女が共に輝くおかやまづくり」を実現するため、
テーマ別に3つの基本目標を定め、その基本目標ごとに重点目標を定めます。

基本目標 I 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標	施策の方向
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	① 社会制度・慣行の見直し ② 社会的気運の醸成
2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	① 情報収集・提供、調査・研究等の充実 ② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施 ③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進
3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進	① 学校における男女平等に関する教育・学習の推進 ② 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進 ③ 地域における男女平等に関する教育・学習の推進
4 男性にとっての男女共同参画の推進	① 男性の男女共同参画に対する理解促進 ② 男性の家事・育児・介護参画の推進 ③ 男性の「働き方」に対する意識改革

基本目標 II 尊重される女性の権利が構築される社会の構築

重点目標	施策の方向
5 男女間のあらゆる暴力の根絶	① 男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 ② 性犯罪・性暴力対策の推進 ③ 被害者への相談・支援・救済体制の充実 ④ 加害者の更生のための取組 ⑤ 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進 ⑥ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働
6 情報化社会における女性の権利の尊重	① 女性の権利を尊重した表現の促進 ② 情報化社会への対応
7 生涯を通じた女性の健康支援	① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等 ② 生涯を通じた女性の健康支援
8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	① 貧困等生活上の困難に直面する人への支援 ② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援 ③ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ等が安心して暮らせる環境づくり

基本目標 III 男女が共に活躍する社会づくり

重点目標	施策の方向
9 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 行政における女性の参画促進 ② 民間企業等における女性の参画促進
10 地域社会における男女共同参画の推進	① 地域社会における男女共同参画の推進 ② 防災・復興における男女共同参画の推進
11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大	① さまざまな分野(医療・科学など)における女性の活躍の場の拡大 ② さまざまな産業(農林水産業・自営業など)における女性の活躍の場の拡大
12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ② 女性が働き続けることのできる環境づくり ③ さまざまなハラスメントへの対応
13 女性のチャレンジ支援	① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実 ② 女性活躍の「見える化」の推進 ③ ライフイベント等により離職した女性への就職支援
14 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	① 職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ② 男女が共に子育て、介護などライフイベントに参画できる環境づくり ③ 多様で柔軟な働き方の推進

基本目標 I

男女共同参画社会の基盤づくり

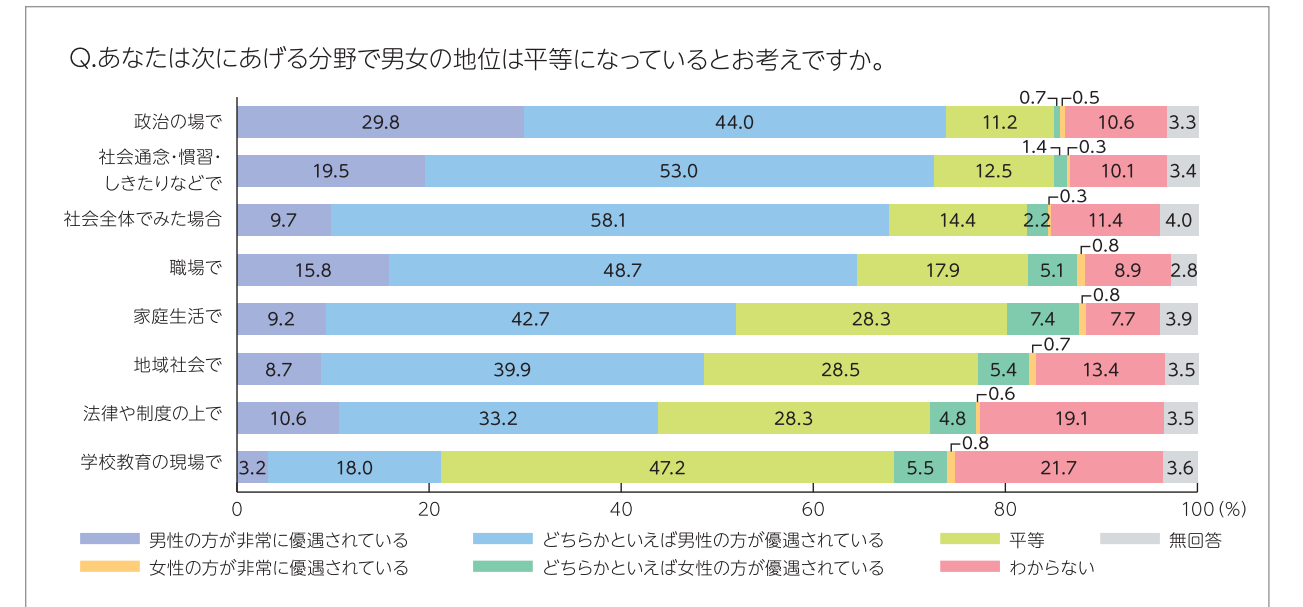
男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきており、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識も改善の方向に向かっています。一方で、家庭での役割については、「家事・育児等」は妻、「生活費を稼ぐ」のは夫の役割との認識が高く、男女の地位の不平等感も根強く存在しています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見などにつながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな活動に共に参画できるよう、意識改革を促進します。

● 各分野・社会全体における男女の地位の平等意識

令和元年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」



数値目標(抜粋)

	策定時	目標値
県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点	2.88点(R2)	→ 3.08点(R7)
男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	18.6%(R元)	→ 30.0%(R7)
育児休業取得率	女性	85.7%(H30) → 90.0%(R6)
	男性	5.4%(H30) → 10.0%(R6)

重点目標

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進
- 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
- 4 男性にとっての男女共同参画の推進



男女の人権が尊重される社会の構築

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。

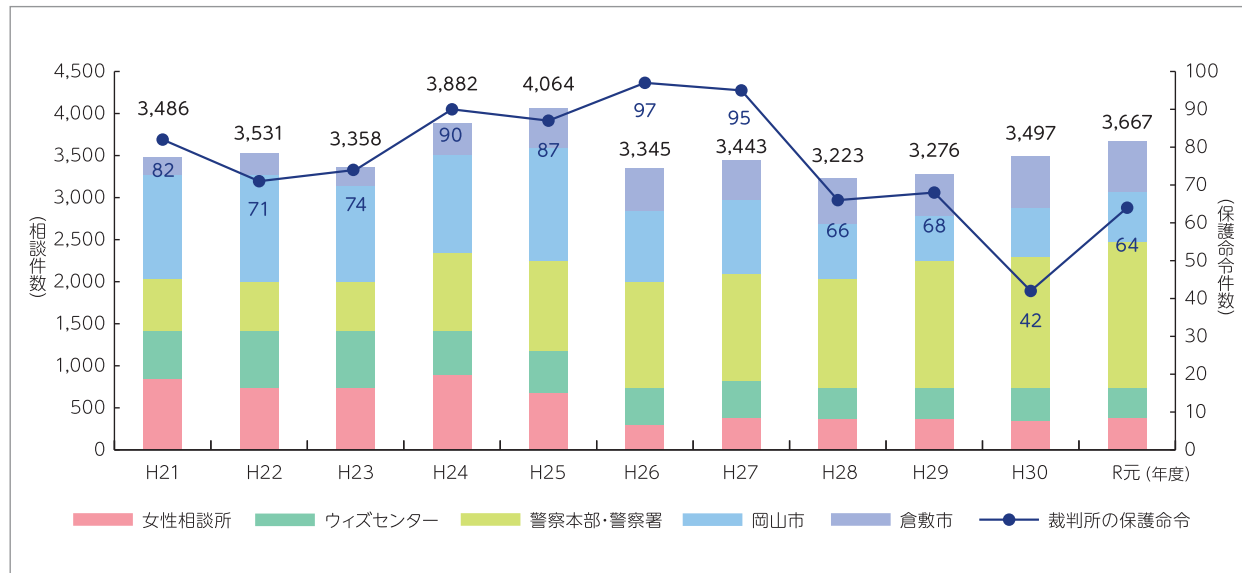
暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。なかでも、配偶者等からの暴力(DV)など、多岐にわたる男女間の暴力は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、必ず根絶しなければならない社会問題です。暴力を容認しないことは平和な社会を築く基礎であり、男女が両性の本質的平等のもと、安心して暮らせる環境づくりに一層取り組みます。

また、女性には、妊娠や出産など、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の特性があることから、女性のライフサイクルにあわせた心と体の健康づくりを支援します。

さらに、非正規雇用労働者やひとり親家庭など、さまざまな生活上の困難に直面する人々への支援に取り組みます。

● DV相談件数と裁判所の保護命令件数(岡山県)

男女共同参画青少年課調べ



数値目標(抜粋)

	策定時	目標値
配偶者暴力相談支援センター又は女性相談員を設置している市町村数	4市町村(R元)	9市町村(R7)
成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合	35.0%(R2)	55.0%(R7)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	14.3人(R元)	13.0人(R7)

重点目標

- 5 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 6 情報化社会における女性の人権の尊重
- 7 生涯を通じた女性の健康支援
- 8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり



男女が共に活躍する社会づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは、男女共同参画社会の基礎となるものです。

行政や事業者・企業のサービスを受ける対象の半数は女性であり、ニーズにあったサービスを提供するためにも、政策・方針の決定過程への女性の参画が必要です。

あわせて、活躍が期待されながらも女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術、防災などの分野や、農林水産業、自営業、建設業などの産業において、女性の活躍の場の拡大に向けた取組を行います。

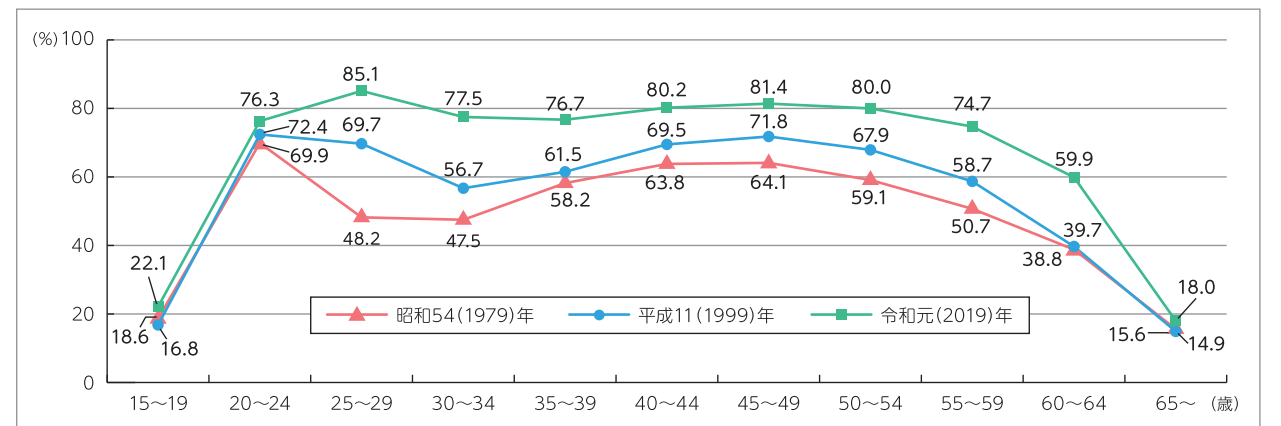
雇用については、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などを一層推進し、ライフイベントにより本人の意に反して離職しないよう、働き続けることのできる環境づくりを進めます。あわせて、意欲と能力のある女性のチャレンジを支援するとともに、子育て中の女性の就職を支援します。

また、本格的な人口減少社会が到来する中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、これまで以上に男性と女性が力を合わせて地域づくりを進めていく必要があります。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現により、一人ひとりが仕事、家庭、地域活動、趣味や自己啓発などをバランスよく充実させ、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指します。

● 女性の年齢階級別労働力率の推移(全国)

1 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」「15歳以上人口」×100



数値目標(抜粋)

	策定時	目標値
女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	62.4%(R元)	65.8%(R7)
女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合	42.0%(H30)	60.0%(R6)
おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」認定数	17社(R元)	150社(R6)

重点目標

- 9 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 10 地域社会における男女共同参画の推進
- 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大
- 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 13 女性のチャレンジ支援
- 14 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

